

新規規制に関する事前評価書

< 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律 >

規制の名称	業務用冷凍空調機器整備時にフロン類回収を行う際の登録の義務付け等
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 フロン等対策推進室 電話番号： 03-5521-8329 e-mail： furon@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	業務用冷凍空調機器の整備時におけるフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	<p>・業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託しなければならない。</p> <p>・機器整備時のフロン類回収を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>根拠条文等： 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第18条の2、第22条</p>
規制の必要性	整備時においても相当量のフロン類回収が行われているが、現行法の下では、第一種特定製品の整備に際してのフロン類の回収については、フロン類の回収又は運搬を行う者に対して、フロン類回収又は運搬基準を遵守する義務を課しているのみであることから、適正に回収・破壊が行われていないおそれがある。このため、整備時についても規制を強化することが必要である。
期待される効果	業務用冷凍空調機器の整備時についても、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者へのフロン類の回収を委託することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。また、悪意の者が「廃棄」を「整備」と偽って、回収業者への委託を行わないといった脱法行為を防ぐ効果がある。
想定される負担	業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託する負担が生ずる。また、機器の整備時にフロン類の回収作業を行おうとする者は都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告する負担が生ずる。ただし、実態上は、機器整備を業として行っている者のほとんどは、既に回収業者の登録を受けている。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、整備業者等に対し、回収業者へのフロン類の引渡しを奨励することが考えられる。しかし、回収業者へのフロン類の引渡しには費用が発生することから、そのような奨励措置だけで、十分な効果を得ることは困難。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「機器の修理・整備時における作業の特性に配慮しつつ、機器の修理・整備時についても廃棄時の措置のうち、以下のような仕組みを導入することがまず必要と考えられる。これにより、機器の修理・整備時についてもフロン類の回収が義務化され、回収量等の実態が把握されることとなる。 修理・整備時におけるフロン類の回収義務(中略) 都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施(中略) 修理・整備時における回収量の報告等(略)」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。